

記 録

令和 5 年 2 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 5 年 2 月 2 8 日 (火)

令和5年2月農業委員会定例総会議事録

令和5年2月農業委員会定例総会を令和5年2月28日（火）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1番	股野満男	3番	黒木耕作
4番	治田健	5番	那須成章
6番	鈴野浅夫	7番	松木親則
8番	甲斐英教	9番	山本孝志
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（2名）

2番	細川豪邦	10番	溝口秀樹
----	------	-----	------

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	黒木信介	主任主事	井本彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

6 番委員 鈴野 浅夫

12 番委員 寺原 勝

日程第2

議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第 10 号 非農地証明願いについて

議案第 11 号 農地のあっせん申出について

報告第 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について

報告第 10 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 11 号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第 12 号 農地転用許可不要届について

記 録

議事録

開 会 午後3時00分

- 議長 | それでは、ただいまから令和5年日向市農業委員会2月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。
- 開会に先立ち報告いたします。本日の会議に、2番細川豪邦委員、10番溝口秀樹委員から欠席の届出がありましたので報告します。
- それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
- 議事録署名に6番鈴野浅夫委員、12番寺原勝委員を指名します。
- よろしくお願いいたします。
- 次に議案審議に入ります。
- 議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。
- それでは、番号5を除いて事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 受付番号4、土地の所在地は東郷町山陰、田が2筆で930㎡です。
- 譲受理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止で、売買による所有権移転です。
- 譲受人は水稲、露地野菜を栽培されており、現在の耕作面積は3,410㎡です。今回、あらたに930㎡を取得し、合計4,340㎡となりますので、東郷町域の下限面積は満たしています。
- 農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
- 受付番号6、土地の所在地は平岩で、田が1筆で449㎡です。
- 譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、売買による所有権移転です。
- 譲受人は畜産農家で、農地では主に飼料を作付けしており、今回の申請地も所有権移転後は飼料を作付けすると伺っています。
- 農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法第2項の各号には該当いたしません。
- 以上2件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございました。
- それでは、番号4担当の14番委員および25番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 | 14番委員です。問題ありません。
- 25番委員 | 25番委員です。問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
- 次に、番号6担当の8番委員および24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 | 8番委員です。問題ありません。
- 24番委員 | 24番委員です。問題ありません。

記 録

- 議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号4と6は原案の通りとします。
ここで一旦休憩します。
- (休憩)
- 議長 再開します。
それでは、議案第5号番号5について事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号5、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で258㎡です。
贈与による所有権移転で、譲受人は主に水稻を作付けしていますが、申請地では、所有権移転後は露地野菜を作付けすると伺っています。
農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号5担当の6番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 6番委員 6番委員です。この土地は元々交換分合を行っていたのですが、地籍調査に伴い、整理を行うために今回申請されました。問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
ここで一旦休憩します。
- (休憩)
- 議長 再開します。
次に議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号3、土地の所在地は東郷町山陰、田が1筆で188㎡です。
転用目的は堆肥舎ですが、追認とあるように既に建築済みです。
申請人にお話を伺ったところ、農地法の手続きが必要であることを知らず、平成20年に申請人の父が堆肥舎を建築していたとのことで、申請人から始末

記 録

事務局	<p>書も提出されています。</p> <p>申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられ、周囲に転用により影響を与える農地はありません。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。</p> <p>以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号3担当の14番委員および29番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>14番委員です。問題ありません。</p>
29番委員	<p>29番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので原案の通りとします。</p> <p>次に議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1、土地の所在地は日知屋、畑が1筆で159㎡です。</p> <p>売買による所有権移転で、転用目的は資材置場ですが、追認とあるように既に現況は雑種地となっています。</p> <p>申請人にお話を伺ったところ、農地法の手続きが必要であることを知らず、譲渡契約が整った段階で造成をはじめてしまったとのことで、申請人から始末書も提出されています。</p> <p>申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。</p> <p>受付番号2、土地の所在地は幸脇、畑が5筆で1,577㎡です。</p> <p>売買による所有権移転で、転用目的は埋立用地・作業通路です。</p> <p>申請地の周辺隣接地も譲受人の事業敷地であり、雨水は自然浸透式とし、生活雑排水はありません。</p> <p>申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。</p> <p>以上2件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号1担当の3番委員および27番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>

記 録

- 3番委員 3番委員です。今月24日に現地調査を行いました。問題ありません。
- 27番委員 27番委員です。3番委員と同じく現地調査の結果、問題ありませんでした。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号2担当の26番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 26番委員 26番委員です。今月22日に10番委員と関係者で現地確認を行ったところ、問題ありませんでした。
- 議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号3、4は関連がありますので併せて説明します。土地の所在地はどちらも財光寺で、地目は田、地積は合わせて1,980㎡です。
設定する利用権は賃貸借権で、期間は令和5年3月1日から5年間、賃金は玄米30kgずつです。
利用権の設定を受ける者は主に水稻を栽培している認定農業者で、現在11,856㎡を経営されています。家族数は2名、稼働力は2名となっており、新規での利用権設定となっています。
番号5、6も関連がありますので併せて説明します。
土地の所在地は財光寺で、番号5が畑が2筆で2,076㎡、番号6が畑が6筆で3,112㎡です。
設定する利用権は賃貸借権で、期間は令和5年3月1日から5年間、賃金はどちらも反当たり3,000円です。
利用権の設定を受ける者は露地野菜や施設園芸を営んでいる認定農業者で、現在6,609㎡を営んでいます。家族数は2名、稼働力は2名となっており、新規での利用権設定となっています。
以上4件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号3から6担当の8番委員および24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。問題ありません。
- 24番委員 24番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。

記 録

- 議長 それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
- 28番委員 28番委員です。受付番号6番については、過去にあっせん事項のあった案件の代替用地として、申請されたものです。
- 議長 ありがとうございます。他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号1、土地の所在地は東郷町山陰、地目は畑が1筆で、地積は452㎡です。
利用権の種類は賃貸借権設定で、期間は令和5年4月1日から15年間で
す。賃金は2,000円で、新規での中間管理権の設定となっています。
配分先については、報告第11号別紙をご参照ください。
以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第10号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号1番、土地の所在地は富高、登記地目は田、登記面積は748㎡です。
先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。申請内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であり、現況としては原野の状態でした。
受付番号2番、土地の所在地は東郷町山陰、登記地目は畑、登記面積は372㎡です。
先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。申請内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であり、現況としては原野の状態でした。
受付番号3番、土地の所在地は幸脇、登記地目は畑、登記面積は436㎡です。
先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。申請内容どおり10

記 録

- 事務局 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であり、現況としては山林の状態でした。
受付番号4番につきましては、申請人と担当委員との現地調査の際に、農地としての再生が可能であることを確認したため、申請人に意向を確認したところ、2月24日に取下書が提出されました。報告は3月の総会で正式に行いますが、総会前に取下書が出されていますので、こちらは削除をお願いします。
以上3件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号1担当の7番委員、9番委員および21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 7番委員 7番委員です。問題ありません。
- 9番委員 9番委員です。問題ありません。
- 21番委員 21番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号2担当の12番委員および22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 12番委員 12番委員です。問題ありません。
- 22番委員 22番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号3担当の26番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 26番委員 26番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第11号農地のあっせん申出についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号1、土地の所在地財光寺、地目は田、地積は990㎡です。
今回は申請地の隣接地を耕作している申出人より、畑として借りたいとの申出がありました。
受付番号2は申出人より、塩見地区内で畑を買いたいたため、あっせんをしてほしいとの申出がありました。
以上2件、皆さまのご審議をお願いします。
ありがとうございます。

- 議長 それでは、ここで農地部会が開催されていますので、部会長より報告をお願いいたします。
- 農地部会長 本日、総会前に農地部会を開催しましたので、報告いたします。
 受付番号1番に関しましては、総会であっせんを受けることになれば、4番 治田健委員、28番 赤木康委員にあっせんをお願いしてはどうかという意見にまとめました。
 受付番号2番に関しましては、総会であっせんを受けることになれば、9番 山本孝志委員、16番 黒木豊喜委員にあっせんをお願いしてはどうかという意見にまとめました。
 以上2件、報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。
 ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。
- 28番委員 28番委員です。受付番号1番に関して、現在この3筆はひとまとめになっており、雑草が生えている状況です。数年前には、綿の栽培がされていたことを確認しています。周辺には、タマネギ農家が多いため、今後作付する作物は、タマネギの関係でよろしかったですか。
- 事務局 申出人は、多種の作物を栽培しており、まだ何の品目を作付するかは伺っていません。あっせんを受けてくださることになれば、申出人とあっせん委員で集まる際に確認させていただきたいと思います。
- 議長 ありがとうございます。
 他に質疑はございませんか。
- 16番委員 16番委員です。受付番号1番に関して、この地区では、以前60アール程度の農地を集積して、ブドウ栽培を行っていた農家の方がいました。そういった事例がいくつかあり、そのため、1筆あたりの農地の面積が広がっていると思われま。申出人の希望する5畝程度の農地があるだろうかと思っています。
- 事務局 この地区の農地は、区画は広いが、細かく筆が分かれており、1つ1つの筆が5畝に満たない農地が集まって1枚の農地になっています。そのため、いくつかの農地を合わせて5畝程度借りられるように、交渉できればと思っています。
- 16番委員 面積の小さな農地は確かにありますが、場所が限られていると思います。交渉できそうな方に心当たりがあるので、あたってみたいと思っています。
- 議長 ありがとうございます。
 他に質疑はございませんか。
 無いようですので、お諮りします。あっせんの申出を承諾し、部会長の提案通り、受付番号1番に関しましては、4番 治田健委員、28番 赤木康委員、受付番号2番に関しましては、9番 山本孝志委員、16番 黒木豊喜委員にあっせん委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)

記 録

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告9号から第12号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。
報告第9号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。
届出の件数は1件、土地は畑1筆で面積は166㎡であります。
転用目的につきましては、住宅であります。
次に、報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。
届出の件数は6件、土地は田2筆、畑4筆で面積は 1,016㎡であります。
転用目的につきましては、住宅、駐車場であります。
次に、報告第11号農地中間管理事業に伴う配分計画についてであります。
番号1は議案第9号にてご審議いただいた農地で、2と3は耕作者変更に伴う再設定であります。
次に、報告第12号農地転用許可不要届についてであります。
携帯電話無線基地局を建設するものです。
以上ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。
それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。